



金沢市公報

第 2 5 1 3 号 の 2

平成18年(2006年)4月3日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等の返還手数料の徴収事務の委託について (交通政策課)	1
金沢市観光会館等の使用料等の徴収事務の委託について (国際文化課)	2
金沢市アートホールの使用料の徴収事務の委託について (")	2
金沢市立中村記念美術館等の入場料等の徴収事務の委託について (")	3
金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について (")	3
前田土佐守家資料館及び金沢市老舗記念館の共通観覧料の徴収事務の委託について (")	4
金沢市総合体育館等の使用料の徴収事務の委託について (スポーツ振興課)	4
金沢市営陸上競技場等の使用料の徴収事務の委託について (")	5
金沢市老舗記念館等の観覧料等の徴収事務の委託について (観光交流課)	5
石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務の委託について (農林総務課)	5
戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務の委託について (市 民 課)	6
住民票の写し等の交付手数料の徴収事務の委託について (")	6
金沢市老人福祉センターの特別室の使用料の徴収事務の委託について (長寿福祉課)	7

金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務の委託について (障害福祉課)	7
狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について (地域保健課)	7
金沢市民野球場及び金沢市民サッカー場の使用料の徴収事務の委託について (緑と花の課)	8
金沢市鳴和台市民体育会館の使用料の徴収事務の委託について (")	8
旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務の委託について (")	8
卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務の委託について (")	9
金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務の委託について (再 開 発 課)	9
金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務の委託について (道路管理課)	9
金沢市内川第2建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務の委託について (技術管理課)	10
金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務の委託について (市立病院事務局)	10
金沢市長町研修館の松声庵の使用料の徴収事務の委託について (生涯学習課)	10
公営企業告示	
水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について (お客さまサービス課)	11
ガス警報器の販売代金等の徴収事務の委託について (営業開発課)	11

告 示

●金沢市告示第94号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、自転車等の返還手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

- 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事 務 所 の 所 在 地
財団法人 金沢まちづくり財団 理事長 須野原 雄	金沢市広坂1丁目9番16号

2 委託した事務

自転車等の返還手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市観光会館等の使用料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事 務 所 の 所 在 地
財団法人 金沢芸術創造財団 理事長 蓑 豊	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市観光会館の使用料の徴収事務
- (2) 金沢市文化ホールの使用料の徴収事務
- (3) 金沢卯辰山工芸工房の入場料及び使用料の徴収事務
- (4) 金沢市民芸術村の使用料の徴収事務
- (5) 金沢市牧山ガラス工房の使用料の徴収事務
- (6) 金沢市おしがはら工房の使用料の徴収事務
- (7) 金沢湯涌創作の森の使用料の徴収事務
- (8) 金沢21世紀美術館の観覧料及び使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市アートホールの使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事 務 所 の 所 在 地
株式会社 ケイ・シー・エス 代表取締役社長 久保 幸 男	金沢市香林坊2丁目5番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市アートホールの使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市立中村記念美術館等の入場料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 澁谷 亮治	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市立中村記念美術館の入場料及び使用料の徴収事務
- (2) 金沢市立安江金箔工芸館の入場料の徴収事務
- (3) 金沢市立ふるさと偉人館の入場料の徴収事務
- (4) 泉鏡花記念館の観覧料の徴収事務
- (5) 金沢湯涌夢二館の観覧料の徴収事務
- (6) 金沢蓄音器館の観覧料の徴収事務
- (7) 前田土佐守家資料館の観覧料の徴収事務
- (8) 室生犀星記念館の観覧料の徴収事務
- (9) 徳田秋聲記念館の観覧料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢芸術創造財団 理事長 蓑 豊	金沢市柿木畠1番1号
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 澁谷 亮治	金沢市柿木畠1番1号
社団法人 金沢市シルバー人材センター 理事長 中田 耕治	金沢市長町3丁目3番3号

2 委託した事務

次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務

- (1) 金沢市立中村記念美術館
- (2) 金沢市立安江金箔工芸館
- (3) 金沢卯辰山工芸工房
- (4) 金沢市立ふるさと偉人館
- (5) 泉鏡花記念館
- (6) 金沢湯涌夢二館
- (7) 金沢蓄音器館

- (8) 前田土佐守家資料館
- (9) 室生犀星記念館
- (10) 徳田秋聲記念館
- (11) 金沢市老舗記念館
- (12) 金沢文芸館

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、前田土佐守家資料館及び金沢市老舗記念館の共通観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 澁谷 亮 治	金沢市柿木畠1番1号
社団法人 金沢市シルバー人材センター 理事長 中 田 耕 治	金沢市長町3丁目3番3号

2 委託した事務

次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務

- (1) 前田土佐守家資料館
- (2) 金沢市老舗記念館

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市総合体育館等の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市スポーツ事業団 理事長 諸 田 健 朗	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市総合体育館、金沢市営西部市民体育会館、金沢市営城北市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本市民体育館、金沢市営浅野川市民体育館、金沢市営中央市民体育館、金沢市営東金沢スポーツ広場、金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート、金沢市営城東テニスコート、金沢市営総合プール及び金沢市西部市民憩いの家の使用料の徴収事務
- (2) 金沢市額谷ふれあい体育館の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市営陸上競技場等の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体 代表団体 財団法人 金沢市スポーツ事業団 理事長 諸 田 健 朗	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市営陸上競技場、金沢市営球技場、金沢市安原スポーツ広場、金沢市営専光寺ソフトボール場及び金沢市営医王山スキー場の使用料の徴収事務
- (2) 金沢市内川スポーツ広場及び金沢市戸室スポーツ広場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市老舗記念館等の観覧料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
社団法人 金沢市シルバー人材センター 理事長 中 田 耕 治	金沢市長町3丁目3番3号

2 委託した事務

- (1) 金沢市老舗記念館の観覧料の徴収事務
- (2) 長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光駐車場、東山河畔観光駐車場、東山観光バス駐車場及びにし茶屋観光駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事 務 所 の 所 在 地
社団法人 石川県金沢食肉公社 理事長 須野原 雄	金沢市才田町戊337番地

2 委託した事務

石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した郵便局の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事 務 所 の 所 在 地
二俣郵便局 局長 杉 岡 満知子	金沢市二俣町い12番地3
三谷郵便局 局長 石 山 英 夫	金沢市宮野町り2番地3
森本二日市郵便局 局長 池 田 修 一	金沢市二日市町又137番地13
金沢木越郵便局 局長 中 野 悦 充	金沢市木越1丁目151番地

2 委託した事務

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書の交付手数料の徴収事務
- (2) 納税証明書の交付手数料の徴収事務
- (3) 登録原票記載事項証明書の交付手数料の徴収事務
- (4) 住民票の写しの交付手数料の徴収事務
- (5) 戸籍の附票の写しの交付手数料の徴収事務
- (6) 印鑑登録証明書の交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、住民票の写し等の交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した団体の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事 務 所 の 所 在 地
内川校下町会連合会 会長 山 本 壽 嗣	金沢市三小牛町20の1番地10

湯涌校下町会連合会 会長 新 井 行 雄	金沢市芝原町イ59番地
-------------------------	-------------

2 委託した事務

- (1) 住民票の写しの交付手数料の徴収事務
- (2) 印鑑登録証明書の交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市老人福祉センターの特別室の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市福祉サービス公社 理事長 平 田 敏 雄	金沢市芳育2丁目3番28号

2 委託した事務

金沢市老人福祉センターの特別室の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社 エイム 代表取締役社長 吉 田 正 弘	金沢市戸水2丁目140番地

2 委託した事務

金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
社団法人 石川県獣医師会 会長 東 出 義 弘	金沢市才田町戊324番地2

2 委託した事務

- (1) 犬の登録手数料の徴収事務
- (2) 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市民野球場及び金沢市民サッカー場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体 理事長 諸 田 健 朗	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

金沢市民野球場及び金沢市民サッカー場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第110号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市鳴和台市民体育会館の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市スポーツ事業団 理事長 諸 田 健 朗	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

金沢市鳴和台市民体育会館の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 澁谷 亮治	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市福祉サービス公社 理事長 平田 敏雄	金沢市芳斉2丁目3番28号

2 委託した事務

卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第113号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
北陸名鉄開発株式会社 代表取締役 恒川 民雄	金沢市彦三町2丁目5番27号

2 委託した事務

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第114号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社ジェイアール西日本金沢メンテック 代表取締役 太田 政宏	金沢市北安江3丁目4番1号

2 委託した事務

金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市内川第2建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢建設業協同組合 理事長 村山 卓治	金沢市弥生2丁目1番23号

2 委託した事務

金沢市内川第2建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第116号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
社団法人 金沢市シルバー人材センター 理事長 中田 耕治	金沢市長町3丁目3番3号

2 委託した事務

金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市長町研修館の松声庵の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市文化振興財団 理事長 澁谷 亮治	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

金沢市長町研修館の松声庵の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 委託した者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン	東京都港区芝公園4丁目1番4号
株式会社 ローソン	大阪府吹田市豊津町9番1号
株式会社 ファミリーマート	東京都豊島区東池袋4丁目26番10号
株式会社 サークルKサンクス	東京都江東区塩浜2丁目20番1号
株式会社 デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩木町3丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1番1号
株式会社 エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都千代田区一番町13番地1
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1
株式会社 ホットスパークンビエンスネットワーク	茨城県つくば市西大橋599番地1
株式会社 スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社 ココストア	愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号
株式会社 セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
株式会社 セーブオン	群馬県伊勢崎市富塚町459番地
国分グローサースチェーン株式会社	東京都中央区日本橋1丁目1番1号

2 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市公営企業告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、ガス警報器の販売代金等の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

平成18年4月3日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 委託した者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社 金門製作所 北陸支店	金沢市神田1丁目10番3号

2 委託した期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

平成18年(2006年)4月3日 印刷
平成18年(2006年)4月3日 発行

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄